

地 域 再 生 計 画

1 地域再生計画の名称

緑と魅力あふれる町・ふじさと再生計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

秋田県山本郡藤里町

3 地域再生計画の区域

秋田県山本郡藤里町の全域

4 地域再生計画の目標

【地域の現状】

中山間地域であり山林が町総面積の90%を占める藤里町においては、基幹産業である農林業を主体としながらも、平成5年12月に世界自然遺産に登録された秋田・青森両県にまたがる白神山地を有することにより、自然と住民共生のもと、豊かな山河の恩恵を受けてきた。多くの観光客が限られた自然、太古より守り継がれてきた壮大なブナ林を求めて訪れるとともに、普段の何気ない風景、出来事も遠方から訪れる人々にとっては、一時の安らぎと満足感を与えてくれる、そんな魅力に包まれた町の雰囲気は、産業経済の発展のみならず人と人との触れ合いの場を求める都市部との交流事業の一端を担ってきた。

しかし、世界自然遺産に登録されたのち、訪れる人々が増える一方、一部の観光資源が踏み潰され、また、近代化の流れに沿って集落と里山の関係が希薄となるなど、少子高齢化、人口流出等後継者不足による遊休地拡大と共に、自然環境を悪化させる原因となっている。

国、県の施策と共に町独自の事業等を講じた結果、一時的に回復の兆しは見せるものの、官・民・事業者それぞれの役割が不明確であるため、問題の解決には至らず、町民総参加によるネットワークづくりやマニュアルの整備等早急な対策を講じる必要がある。

【エコ、グリーン・ツーリズムを通じた現行の取り組み】

エコ、グリーン・ツーリズム事業を推し進めることは、これまで危惧されてきた自然環境、里山の保全について、来訪者のみならず地域住民に対しても周知を図れるとともに、滞在型交流にもつながり、地域製品の提供とそこに携わる労働者等雇用の場が確保される。また、基幹産業である農林業と融合した新たな観光産業の礎を築くことに繋がるとも考えられる。

なお、現行の取り組みのうち主なものは以下の通りであり、両事業の実施結果報告等資料を基に、白神山地等奥山と里山環境の保全及び自然・農林業体験による都市農村間交流と観光を結びつけた、新たな地域振興策にも取り組んでいく予定としている。

(1) 白神地区エコツーリズム推進モデル事業

近年、都市部においては、農村間交流としてのエコ、グリーン・ツーリズムへの関心が増加傾向にあることから、藤里町では平成16年度事業として、環境省の「国立公園等エコツーリズム推進モデル事業」実施地区に選定（青森県西目屋村との共同事業：平成16～18年度）されたことを受けて「白神地区エコツーリズム推進モデル事業」を実施している。

当該事業内容は、

エコツーリズムの基本的考え方の普及

エコツーリズム基本計画策定

地域の自然・文化資源調査及びエコツアープログラムの開発・実施

エコツアーガイド（白神ガイド）の育成

エコツーリズムにかかる企業、公共団体、個人、その他事業者などのネットワークの構築

その他推進協議会の目的を達成するために必要な業務

などであり、事業実施に当たっては、推進協議会を設立して平成16年11月にキックオフシンポジウムを開催し、町民に対して本事業の理解と積極的な参画を求めており、平成17年度以降、基本計画骨子を策定するとともにガイド等人材の育成及びツアーコースの設定、モデルエコツアーの実施検討等方向性の決定に向けた調整を図っているところである。

(2) 白神山地藤里町地域活性化計画策定調査

電源立地地域（関連発電所：能代火力及び素波里ダム所在）を対象とする電源地域振興指導事業（事業主体：東北経済産業局）を活用した「白神山地藤里町地域活性化計画策定調査」においてはエコ、グリーン・ツーリズムの総合的な基本方針等策定に努めた。

【現行の課題・今後の取り組み】

「白神地区エコツーリズム推進モデル事業」及び「白神山地藤里町地域活性化計画策定調査」などを通して判明した課題は、エコ、グリーン・ツーリズム事業の推進の中心となる人材が不足していることなどであったため、「地域提案型雇用創造促進事業（パッケージ事業）」を活用して、事業の中心となる人材を育成するとともに、地域住民の意識改革、能力の開発に寄与することにより、農林業者、商工業者等異業種の参画を促し、総合的な産業振興による雇用の創出が図られるよう推進する。

なお、具体的には以下のような人材を確保することが必要となる。

- (1) 環境保全・農林業体験プログラムやメニューの開発、企画立案を担う人材
- (2) 地域文化、風土を後世に伝える人材
- (3) 産業観光の拠点となる総合的な施設の整備と推進体制を担う人材
- (4) 地域産品の開発と販売戦略・ルートの確保実現に取り組む人材
- (5) 観光分野を含めた総合案内、情報提供のための人材
- (6) 既存の宿泊施設等ツーリズム関連施設の運営体制やサービスの見直しによる経営の安定、同事業への新規創業者参入のための起業・経営ノウハウの修得のための人材

【経済効果等】

エコ、グリーン・ツーリズム事業を実施することによってもたらされる効果として、

- (1) 自然環境、里山の保全の啓蒙普及推進
- (2) 農村、都市間交流による地域産品の提供、農業経営基盤の確立と拡大
- (3) 里山、農林業体験実施に伴う遊休農地等利活用
- (4) 滞在型交流における宿泊施設運営に係る労働者等雇用の場の確保
- (5) 事業展開の基盤整備として、生活、福祉、環境面の整備の促進などがある。

これにより、滞在型交流事業が促進され、宿泊客数等の増加が期待される（藤里町における平成17年観光客数は277,563人と、ピークであった平成12年の396千人余を大きく下回っており、前年（302,977人）と比べても約10%減少している）。

なお、計画期間を5ヵ年と設定し、初年度から2年間については導入期間（人材の育成やプログラム開発、施設整備等を行いながら、実施に当たっては同時に計画の見直し再検討を図る）、3年目からを実践期間とする。

目標値：観光客数 = 平成 19 年：306,013 人（平成 18～19 年：年 5% 増）
平成 22 年：407,302 人（平成 20～22 年：年 10% 増）
宿泊客数 = 平成 22 年：20,000 人（平成 17 年：10,888 人）

地域提案型雇用創造促進事業（パッケージ事業）の実施により、地域特性を活かした観光産業による雇用機会の創出を図ることで、次の雇用数を見込んでいる。

雇用創出についての目標（アウトカム指標：平成 18～20 年度累計）

- ・利用企業雇入数 80 人：20 事業所
- ・事業利用求職者の就職件数 85 件

5 目標を達成するために行う事業

5 - 1 全体の概要

（1）白神地区エコツーリズム推進モデル事業

世界自然遺産「白神山地」を有する町として、大切な財産を後世に引き継ぐとともに新たな観光産業として、遺産地域と里山等その周辺環境の保全に基づいた体験プログラムづくりや、白神ガイド等担い手の育成、合わせて周辺市町村と連携したエリア観光及び旅行業者との協働による商品開発の強化に努める。

（2）白神山地地域活性化計画策定事業

自然・農林業体験による都市農山村交流を基点とした、新たな農林業の展開と観光産業を結びつけた滞在型交流事業を促進する。

（3）湯の沢地区施設等再配置整備事業

ツーリズム事業拠点エリアとして設定した同地区に、観光・各種施設情報の送受信機能の充実や、鑑賞エリア、遊歩道などの滞在型観光に対応した総合的な環境整備を実施する。

（4）観光情報・産品販売業務機能強化事業

（財）藤里町観光物産協会を核とした観光・産品販売業務の拡大を目的に、近年話題となっている白神酵母などを活用した、新たな白神ブランドを目指した地域産品の開発を行うとともに都市部等販路の拡大を推進し、また観光案内業務及び観光施設等情報提供機能分野の強化を図る。

5 - 2 法第4章の特別措置を適用して行う事業

該当無し

5 - 3 その他の事業

5 - 3 - 1 受けようとする支援措置

地域提案型雇用創造促進事業（パッケージ事業）【C0901】

〔事業の実施主体〕

藤里町地域雇用創造協議会

構成員：藤里町、藤里町商工会、（財）藤里町観光物産協会

〔実施を希望する期間〕

平成18年度から20年度

〔事業の具体的内容〕

（1）ツーリズム関連人材育成事業

- ・環境保全プログラムや体験メニューなどの、専門アドバイザーによる企画立案に係る知識の研修と、地域に残る魅力ある郷土技能の継承・習得を目指す。

（2）創業相談・起業セミナー等研修事業

- ・経営、人事労務管理等の相談を実施するほか、各専門分野の講師による起業化セミナーを開催する。また、創業後の事業継続に向けたセミナーや研修を行い、経営の安定を図る。

（3）観光産業就業能力強化事業

- ・特産品販売等観光産業に携わる従業員及び販売職種希望者を対象とした、実践のノウハウや展示方法、接客等講習を行う。合わせて、実地研修も行う。また、観光案内についても対応マナーや説明方法の研修を実施する。

（4）白神ブランド創造特産化事業

- ・研究専門機関と連携して、白神酵母及び地域産品を活かした白神（藤里町）ブランドの商品開発及び加工技術の習得などを目的とした、専門的な人材の育成に努める。

（5）雇用創造促進フォローアップ事業

- ・パッケージ事業の実施成果を、事業利用事業所及び求職者へのアンケートにより把握し、事業の改善に繋げる。

5 - 3 - 2 旧プログラムに基づき認定されている支援措置

補助対象施設の有効活用（農林水産省） 【A3004】

補助対象施設の有効活用（総務省） 【A1001】

〔事業の具体的内容〕

「農村環境改善センター」を、エコ、グリーン・ツーリズム事業の拠点地域である湯の沢地区における宿泊受け入れ態勢の確立のため、既存宿泊施設に対する補完的施設として改修した（平成17年10月竣工）。

都市部からのツーリズム体験等希望者や修学旅行者、各種団体等を対象として、宿泊、食事の提供及び農林業体験、地域食材を活用した料理教室での利用を予定しているが、10月下旬の供用開始であったことから、現在のところ利用実績は無い。

「高齢者コミュニティセンター」において、農家民家宿泊及び関連施設の運営等従事者拡充を目的とした、生活の補助的役割として、保護者が安心して労働に従事できる環境を整えるため、小学生の授業終了後の教育と健全育成を図るための放課後児童クラブを平成17年4月に設置した。

平成17年4月より受け入れを始め、平成18年4月1日時点で44人（小学校1年生9人、2年生23人、3年生12人：同学年生徒数91人）が利用している。

6 計画期間

平成18年度から22年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

観光客及び宿泊の入り込み客については、秋田県観光客数調査による。

- ・観光地点調査

入場者数のカウント、若しくはサンプリング調査による推計（駐車場の車

両台数に平均乗車人数を乗じる)

・観光地点への流入地点調査

定期路線交通機関からの推計(通行人数のカウント、聞き取り調査に観光者率を乗じる)、自動車その他からの推計(観光者率及び平均乗車人数を乗じる)

地域提案型雇用創造促進事業においてはアウトカム指標及びアウトプット指標により評価するものとし、毎年度、求職者及び事業者へのアンケートにより把握する。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当無し